

デイサービスセンター ふく笑らい

運営規定

特定非営利活動法人 ふく笑らい

（事業の目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 ふく笑らい（以下「本会」という。）が開設するデイサービスセンターふく笑らい（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護の事業及び日常生活支援総合事業（通所型独自サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、要介護状態又は要支援状態と認定された高齢者等で、地域密着型通所介護の利用者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事業のサービス（以下「事業サービス」という。）を提供する。

- （1） 地域密着型通所介護 その利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的に、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活情の世話及び機能訓練を行う。
- （2） 日常生活支援総合事業（通所型独自サービス） その利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的に、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- 2 事業所は、事業の実施あたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|------------------|
| 1 | 名 称 | デイサービスセンター ふく笑らい |
| 2 | 所 在 地 | 千葉県鴨川市太海1832-19 |

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも事業の提供にあたるものとする。また、事業所に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談援助及び技術指導を行い、また他の従業者と協力し事業計画の作成等を行う。

2 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、事業サービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たすものとする。また、他の従業者と協力して通所介護計画及び通所型サービス計画の作成等を行う。

3 看護師 1名以上

看護職員は、主治医及び協力医療機関と連携し、利用者の身体情報を収集し、利用者の健康状態の観察及び、看護業務を行う。事業所において1名を配置するものとする。

4 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、機能回復訓練業務として日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。事業所において営業日に1名を配置するものとする。

5 介護職員 1名以上

介護職員は、他の従業者と協力して、介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。また、利用者の安全確保を図り、適切な介護にあたる。

但し、提供時間帯を通じて、1名以上配置するものとし、従業者の増員についてはこの限りではないこととする。

通所介護従業者は、事業の業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

(日・月・火・水・木・金・土曜日とする。年末年始は除く。)

- 2 営業時間 (午前 8 時半 から 午後 5 時半まで)
- 3 サービス提供時間
(午前 9 時 から 午後 4 時 15 分までとし、送迎時間を除く)
- 4 延長サービス提供時間
(前延長サービス提供時間として 午前 5 時 より
延長サービス提供時間として 午後 8 時 15 分 まで
1 日の利用時間の合計が 11 時間 15 分 まで 対応可能)

(事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

1 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア、排泄の介助
- イ、移動、移乗の介助
- ウ、通院等の介助その他必要な身体介護
- エ、日常生活援助（身体介護サービス）

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

当日の身体状況を確実に把握し（バイタルチェック等の実施）転倒に注意し、感染防止に努める。

- ア、衣類着脱の介助
- イ、身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ、その他必要な入浴の介助
- エ、健康チェック（バイタルチェック）
- オ、衛生管理

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

食事制限のある利用者への対応及び、食中毒防止に努める。

- ア、準備、後始末の介助

- イ、 食事摂取の介助
- ウ、 その他必要な食事の介助
- エ、 衛生管理

4 機能訓練に関すること

利用者が在宅生活を保持していく上で必要な身体機能等を日常の生活動作や行事等を通して、機能・能力の維持と向上をはかり機能訓練とする。

- ア、 レクリエーション
- イ、 体操・機能訓練
- ウ、 リズム体操

5 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア、 レクリエーション
- イ、 グループワーク
- ウ、 行事的活動
- エ、 休養（養護）

6 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

事故防止に努め、車中における利用者の病状の変化にも対応する。

- ア、 移動。移乗動作の介助
- イ、 送迎

7 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア、 日常生活動作訓練の訓練、助言
- イ、 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ、 住宅改良に関する相談、助言
- エ、 その他必要な相談、助言

（事業の利用料等及び支払いの方法）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割

の額とする。

- 2 通所介護にかかる食材料費については一律 5 5 0 円の徴収をする。
- 3 通所介護にかかるオムツ代については、一律 1 0 0 円を徴収する。
- 4 その他アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。
- 5 第 1 項から第 6 項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）をうけるものとする。
- 6 事業の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込み等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、鴨川市、南房総市の地域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 10 条 利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 1 サービスの利用にあたっては、意思の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 他の利用者が適切な事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- 3 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- 4 その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 通所介護従業者は、事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 12 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（運営推進会議）

第 13 条 地域との連携や運営の透明性を確保するため、概ね 6 か月に 1 回以上運営推進会議を開催するものとする。

- 2 運営推進会議の委員は、次に掲げるもので組織する。

（1）鴨川市

- (2)包括支援センター
- (3)地域関係者
- (4)利用者の家族代表者
- (5)その他必要と認める者

(事業の利用契約)

第 14 条 本会は、事業の提供の開始に当たり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行ったうえで、利用者又は、その家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第 15 条 事業所は、事業に使用するよう備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第 16 条 通所介護従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第 17 条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 18 条 通所介護従業者は、事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該事業について、介護保険法第 41 条第 6 項または法第 53 条第 5 項の提供により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第 19 条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を 1 名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第 20 条 本会は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 22 条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 随 時
- 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 4 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ふく笑らいの代表者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 21 年 3 月 1 日より施行する。

平成 21 年 8 月 1 日改定。(第 5 条 1 営業日 火曜日を追加)

平成 23 年 5 月 1 日改定。(第 5 条 1 営業日 土曜日を追加)

平成 24 年 4 月 1 日改定。(第 5 条 3 サービス提供時間を 5 h ～ 7 h に変更)

平成 25 年 8 月 1 日改定。(第 3 条 2 所在地 千葉県鴨川市太海 1 8 3 2 - 1 9 に変更) (第 5 条 3 サービス提供時間 午前 9 時

から午後4時15分に変更)(第5条 4 延長サービス提供時間を追加)(第6条 利用定員 10人に変更)

令和 4年9月5日改定。(第1条 事業の名称を変更)(第2条及び第2条(1)、第2条(2) 第1条変更に伴う名称変更)(第4条 2 通所型サービス計画に変更)(第4条 3 看護師の項を追加)(第4条 4 機能訓練指導員の項を追加)(第4条 5 第4条項目追加による変更。)(第6条 利用定員を18名に変更)(第8条 1割から3割とする)(第8条 2 550円に変更)(第13条及び第13条2 運営推進会議の条文を追加)

令和 6年4月1日改定。第21条 虐待防止のための措置に関する事項を追加